

令和2年度 第5回太田地域協議会会議録

令和3年2月10日

太田地域協議会

令和2年度 第5回太田地域協議会会議録目次

■開催日時	1
■開催場所	1
■出席委員	1
■欠席委員	1
■出席職員	1
■次第	1
■開会	2
■会長あいさつ	2
■支所長あいさつ	2
■会議録署名委員の指名	3
■報告	3
(1) 令和2年度地域枠予算活用事業の申請状況及び実績について	
(2) 大仙市の空き家対策について	
■協議	8
(1) 地域の課題について	
(2) 大台スキー場の夏季活用案について	
■その他	12
■署名	16

令和2年度 第5回太田地域協議会 会議録

■日 時：令和3年2月10日 午前9時56分

■会 場：大仙市太田支所 2階会議室

■出席委員： 9名

小 松 江里子、 水 谷 仁 光、 鈴 木 賢 一、 倉 田 吹紀子、
藤 本 重 政、 安 達 京 子、 熊 谷 隆 雄、 高 橋 英 子、
高 橋 直 博

■欠席委員： 3名

長 澤 宏 明、 佐 藤 隆 康、 伊 藤 和 子

■出席職員： 8名

谷口 藤美（支所長）	藤澤 寿史（市民サービス課長）
黒澤 伸朗（農林建設課長）	田中 勲男（中仙・太田建設水道事務所長）
草薨 晶子（公民館長）	小林 崇元（東部新規就農者研修施設副主幹）
高橋 正人（地域活性化推進室主幹）	板谷 予理子（地域活性化推進室主任）

■次 第：

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 支所長あいさつ
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 報 告
 - (1) 令和2年度地域枠予算活用事業の申請状況及び実績について
 - (2) 大仙市の空き家対策について
- 6 協 議
 - (1) 地域の課題について
 - (2) 大台スキー場の夏季活用案について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

※閉会后、「上小神成環境を守る会」より、大仙市地域づくり事業補助金を活用した活動事例報告

(午前9時56分 開会)

○谷口支所長（以下「支所長」と表記）

皆様、おはようございます。定刻より5分ほど早いですけども、皆様お揃いのようですので、本日の地域協議会を始めさせていただきます。

会議を始めます前に、本日は定数の半数以上の委員の皆様から出席していただいておりますので、会議が成立することをご報告いたします。また、会議録作成のために、発言の際にはマイクをご使用くださるようお願いいたします。

それでは、会議の進行を規定により水谷会長の方をお願いいたします。

○水谷仁光会長（以下「会長」と表記）

はい、それでは、令和2年度第5回の太田地域協議会を開催いたします。開会にあたりまして、谷口支所長からごあいさつをお願いいたします。

○支所長

改めまして、本日はお足元の悪い中、また皆様大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

皆様のお手元に今朝8時現在の雪の状況の表をお渡ししました。今シーズンは雪が多くて大変な状況です。大仙市内では、残念なことに雪に関連して4人の方がお亡くなりになっております。除雪車の事故や、軒下で屋根から落ちてきた雪に埋もれたなどのケースです。また、ケガも多数発生しております。それから家屋の倒壊、農業用ハウスの被害なども多数発生しております。このデータを見ていただければおわかりかと思いますが、太田地域は大仙市内で積雪量、積雪深とも最小値となっております。最も少ないという実感はあまり無いかもしれませんが、数値だけを見ると、積雪深は他地域の半分くらいです。雪による被害も、農業用ハウスの半壊などが主で、今のところ人的被害はありません。今月3日が立春でしたので、暦の上では春ですが、まだまだ雪は降りそうですので、太田地域で雪による事故が無いよう願うものであります。

さて、前回の地域協議会の際、12月中旬に認定子ども園と小学校の保護者を対象に、「太田地域の教育に関するアンケート調査」、つまりは小学校の統合に関するアンケート調査が行われたことをお話ししました。その結果が1月中旬、保護者に報告されたようで、支所でもデータを市教育委員会からもらいました。選択肢が4つあり、「すぐにでも統合した方がよい」が44%、「いずれ統合は必要だが、しばらくはこのままでよい」と「どちらとも言えない」「統合は必要ない」などが合わせて56%でした。教育委員会としては、現時点では「統合する」が過半数に達しなかったという判断で、来年度、改めてアンケート調査を行うそうです。

今後の学校のあり方は、太田地域にとって非常に難しい地域課題ですが、どんどん子どもの人数が減少しているのは事実です。ここ数年は、太田地域全体で1年に二十数人しか

子どもが生まれておりません。もう3～4年後には、小学1年生が各小学校とも一桁の人数になってしまうようです。ここで私個人の見解は申し上げませんが、地域協議会の委員の皆様は、どうお考えでしょうか。

それから、最近の出来事をお話しさせていただきたいと思います。2月6日（土曜日）の夜、太田の火まつりに代わり、子ども達の願い事成就や地域の安泰、そしてコロナ終息を願って「太田の天筆焼き」を太田球場駐車場で行いました。当日は、午後2時から5時までドライブスルー形式で、お札やお守り、正月飾りなどの持ち込みをお預かりしまして、お焚き上げしました。予想以上の方々からたくさんのお札などが届きました。天筆焼きは壮観でしたし、その後の花火もとてもきれいでしたが、コロナ対策として密集、密接にならないよう観覧を遠慮していただき、残念ではありました。昨年も今年も小正月行事が中止となった地域があり、2年休むと色々な面で再開する時に苦労すると聞いております。紙風船あげや雪中田植えなどは行いませんでしたが、せめて天筆焼きだけでも行って、小正月行事の伝承はできたかなと思っております。

また7日（日曜日）は、除雪ボランティア「大仙雪まる隊」の太田地域一斉活動日でした。当日は太田中学校の1、2年生約70名と建設技能組合、ライオンズクラブ、民生児童委員、東今泉青年会などの地域の方々が約30名、そして太田支所職員約20名の、合わせて約120名が10班に分かれまして、1班あたり2～3世帯でトータル27世帯の一人暮らしや高齢者世帯など住宅まわりの除雪を行いました。除雪ができなくて困っている世帯には、それぞれの地域で誰かが対応してくださっていることが大変多いと思いますが、これからまた雪が降りそうですし、委員の皆様が地域の除雪ボランティアが必要となった時は、社会福祉協議会太田支所へ連絡してくださるようお願いいたします。

最後になりますが、今日は会議のあと、今年度の地域枠予算の市民主導型いわゆる補助金を活用した団体の活動状況を皆様にお話ししていただく時間を設けました。地域活動で頑張っている団体を皆様に知っていただくことと、地域枠予算の活用事例を具体的に聞いていただくことによって、いっそう理解が深まるかと思っております。

それでは本日の地域協議会、よろしく願いいたします。

○会長

はい、ありがとうございました。今、支所長からお話ありましたとおり、本日閉会后、活動事例報告会があります。そういった時間の配分等の関係もありますので、これから進めていく事務局の報告だとか、意見・要望だとか、いろいろなものが出てくると思いますが、それぞれ要点を絞っていただいて、ポイントポイントでやりながら、時間配分をしていきますので、質問する側も、説明する側もポイントを絞ってよろしくお願いしたいと私の方からお願いします。

それでは次に、次第4の「会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員は、小松江里子委員、倉田吹紀子委員をお願いいたします。

次に、次第5の「報告」に入ります。（1）「令和2年度地域枠予算活用事業の申請状況及び実績について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（地域活性化推進室）

【令和２年度地域予算活用事業について、配布資料に基づき説明】

・実施類型【①行政主導型】

1 コミュニティ備品整備事業

事業目的：地域団体等に貸し出ししているコミュニティ備品の拡充を図るため、プロジェクターとスクリーンを購入し、各種会合等で活用してもらうことを目的とする。

申請団体：太田支所市民サービス課

申請額：236,500円

・実施類型【②市民協働型】

2 秋田県民歌制定90周年記念手ぬぐい作成事業

事業目的：秋田県民歌制定90周年を記念し、秋田県民歌の歌詞がプリントされた手ぬぐいを子ども達に配布することで、太田町の偉人である倉田政嗣の功績を知ってもらうとともに、郷土への誇りと愛着を持ってもらうことを目的とする。

申請団体：青少年育成大仙市民会議太田地域会議

申請額：319,000円

○会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局から報告がありました。皆さんから、ご質問等ありましたらお願いいたします。

どなたか、質問等ございませんか。

(質問無し)

○会長

それでは、無いようですので、質問を終わります。

なお、地域協議会は、市が決定した市民協働型、市民主導型、地域イベント応援型について、報告された内容によっては意見を附すことになっております。今回、市民協働型2件、市民主導型2件の報告がありましたが、申請団体に対して改善を求める点などのご意見はございませんか。

(意見無し)

○会長

それでは、無いようですので、これで（１）の「報告」を終わります。

次に、（２）「大仙市の空き家対策について」、藤澤市民サービス課長から報告をお願いします。

○藤澤市民サービス課長（以下「市民サービス課長」と表記）

【大仙市の空き家対策について、資料に基づき説明】

○会長

ただ今、藤澤市民サービス課長から報告がありました。皆さんからご質問などありましたらお願いいたします。

私からよろしいでしょうか。こういう色々な制度があるのはわかりましたけど、これは何年かに１回見直しはやるものですか。

○市民サービス課長

当然こういう制度がありますと、「もっとやってもらいたい」とか「こういうところが使いにくい」といった意見がありますので、必ず検証して改善していくようにはなっています。

○会長

はい、他に皆さんの方からございませんか。

○支所長

まだ詳しくお話できない状況ですけど、来年度あたりは、集落の皆さんで地域の空き家を解体することに対して助成することを検討しているようです。決まらないと皆さんにお話しできないんですけども、そういったケースも出てきているようです。

空き家の難しい問題は、いくら朽ちた状況であっても、あくまでも個人の財産だということですので、それに対して公の方で手を掛けるとなれば、非常に難しい問題があります。解体の補助金などがありますが、本当につぶれそうな状態でないと該当しないこともあります。仮につぶれそうな状況であっても、例えば、田んぼの中の一軒家とかであれば、あまり周囲に迷惑を掛けてないし、通学路であればやはり危ないかなと、そういった審査する前の条件があるようですので、なかなか高いハードルがあるようです。ただ、これは大仙市に限ったことではなくて、日本全国同じような状況で、もしかすればまだ大仙市の場合は、ハードルが高いといいながらも、若干低いのかなといった部分がある気がします。

それから、空き家バンク制度について、ホームページに登録となっていますけど、登録したままずっと載っているような空き家もちろんあります。やはり家の状況とか立地条件、奥まったところとなれば必要な人があまりいないわけで、おそらく大曲の街中とかであれば、もしかすれば誰かが買い取るとか借りるとかあるかもしれませんけども、実績も

資料にあります。なかなかホームページに上げただけでは、結構時間が掛かっているようにも見受けられます。非常に頭が痛い問題だなと思っております。

○会長

はい、補足していただきました。

私の方からで恐縮なんですけど、ぜひ検討する中身の方にですね、住宅が非常に危険で、誰が見てもここは危ないなと思っているところがあるとして、そういった場合に、一つ条件というか、補助もらってやるとなると思うんですけど、解体した後のものを産廃とかで片付けなくてもいいように、例えば、柱とかもただそこに置いておくとか、トタンとかガラスとか分けてそこに置いておくとか。あとはその家でやってもらいますよと。とりあえず壊してしまえば、危険なものはなくなるわけです。例えば道路に落ちてくるとか、人とか隣の家屋に当たるとか、そういうのはなくなるので、あとはその家でやってもらうというのをぜひ考えてもらいたいと思います。やっぱり産廃として片付けるとなると、かなりの経費が掛かると思います。それよりもとにかくつぶして、もうあなたの家つぶしちゃったよと。あとは飛ばないようにとかはするけども、そういう管理は自分の家でしなきゃダメだよということにしないと、いつまでも建ったままでお化け屋敷のようになってしまって大変だと思うんですけど、そういう考えもあるんでしょうか。

○支所長

制度的にある補助金というのが、例えばこれから集落で解体してもらうような場合も、集落の方のいわゆる手間賃の部分はボランティアのような形で、処分料に対しての補助金じゃないのかなと思いますので、今、水谷会長がおっしゃったことは、私の方としてもこういう意見がありましたということで、担当の方へお伝えしておきます。

○会長

私もよくわからなくて恐縮ですけど、つぶしてしまえばとりあえず危険は無くなるのかなという気がします。そういった思い付きで申し訳ありません。

皆さんの方からございませんか。

○倉田吹紀子委員

すみません、お礼というか、改めて太田の人柄が出ているなということで。

横沢の方で、先日空き家の道路に面している大きな木に雪が危険な状態で積もっているということで、連絡をもらって近所の人たちと棒で突ついたので、何しろ高くて困ったなということで行政に連絡したところ、その日のうちに専門の業者が来て対応してくれました。そういう風にネットワークがちゃんとなされていて、対応の仕方がとてもスムーズでありがたかったということ、何か集まりがあったらぜひ伝えてくださいと言われてました。改めて、色々な困っていることをできるように考えてくださったり、今のことが来年やその先につながっていくように考えてくれる太田の思いやりみたいなのが、行政

にも伝わっているんだなということを皆さん言っていましたので、本当に良かったということ報告させていただきました。

○会長

はい、ありがとうございました。他に皆さんからございませんか。

はい、お願いします。

○鈴木賢一委員（以下「鈴木委員」と表記）

単純な質問なんですけど、そういう空き家は固定資産税は払ってもらっているものですか。

○市民サービス課長

はい、建っている限り固定資産税は賦課されます。

○鈴木委員

これも本当かどうかわからない質問なんですけど、家が建っていれば固定資産税が安いんだけど、更地にすると高くなるので、このままにしてるんじゃないかといった話を聞いたんですがどうですか。

○市民サービス課長

その通りでございます。住宅用地の特例ということで、土地の固定資産税がかなり低くなります。6分の1で、ただし何平米までとか条件はありますが。確かに、都会の方では特に土地の方が値段が高いですので、かなり違いが出るとは思いますけど、こちらの方はそんなに上がりません。

○支所長

空き家の固定資産税って、意外と皆さん払ってもらっているんですよ。滞納になっているケースってあまりないような気がします。結局、空き家の所有者はここにいない人なので、市外とか県外に納税通知は送ってますが、滞納になっていることはあまりないような気がします。

○市民サービス課長

配付したパンフレットにもありますが、今、国でも解体しないで放置しているとかえってお金が掛かるということで、「特定空家等」に指定されるという法もできているみたいなんですけども、実際それに指定されたということはこの辺では聞いたことがないですね。国の方でも色々と考えているようです。

市でも、以前に仙北地域で通学路沿いの空き家が危険だということで、行政代執行により解体をしたことがあります。資料にも実績を載せていますが、このように代執行で行っ

たものは3件あります。

○支所長

結局代執行ですので、その所有者に代わって市が解体するというものなんです。けれども、掛かった費用は所有者に請求するんです。でも、自分で何年にもわたって解体できないくらいなので、市で請求したところで、なかなか納めるのは難しいようです。平成23年度から25年度まで、それぞれ1件ずつ3件やってますけども、それ以降はやはり市としては代執行については慎重な姿勢なようです。結局、解体しても費用が回収できないということで。多分一部は回収できていると思いますけども、全部納めてもらうまで、なかなか大変な状況なのかなと思います。

○会長

はい、それでは他に皆さんの方からございませんか。

(質問無し)

○会長

それでは、無いようですので、質疑を終わります。これで報告の(2)を終わります。

次に、次第6「協議」に入ります。(1)「地域の課題について」ということで、委員の皆さんが住んでいる地域や、あるいは太田地域全体に係わることで、解決したい課題などありましたら、お話ししていただきたいと思います。もし思いつかないようでしたら、委員の皆さんが持っている情報提供などでも結構ですのでお願いいたします。

今回は指名しませんので、各自情報等ありましたら出していただきたいと思います。委員の皆さんから何かございませんか。

○熊谷隆雄委員

空き家のところで話すればよかったんですけども、空き家に関して色々な制度があるということを教えてもらいました。先ほど鈴木さんの方からもお話がありましたが、横浜の方でも空き家がだいぶ増えてきまして、倒壊するというだけではなくても、動物が住み着いてタヌキが出るとか、環境として悪くなっているという状況です。基本的に持ち主の方の責任にはなることですし、勝手に入って色々できないということではあるんですけど、どこまでも放置していいのかということもあります。部落の役員や自主防災などで、ボランティアで動ける体制もとれなくはない中で、大きな修繕とかそんなことではなくて、何か片付けをしたり立木を切ったり、そういうちょっとしたボランティアのできる範囲のところだったら、やりたいというか、やれるようになればいいなと思います。勝手にどうこうするのもできないことだと思いますので、地域の人たちで手を掛けて環境を守っていくということを、こういう風にすればできるんじゃないかということがあれば教えていただきたいなと思います。

○会長

はい、お願いします。

○支所長

支所の方にも、空き家に動物が住み着いているとか、いろんな情報が届きます。支所の市民サービス課の環境担当の方で、例えばその土地の持ち主だとか、家の持ち主などを調べて、「こういう状況で苦情が寄せられていますので、適正な管理をお願いします」のような内容の文書を届けております。やはり送り先が、もちろん地元の人ではありませんので、東京とか、仙台市とか、秋田市ということになるんですけど、そうなれば、支所の方へ電話や手紙をくれるなどして反応してくださる方が半分くらい、まったく反応無いのが半分くらいです。年に何回か出しているんですけど、まず反応していただければ、こちらの方としても、本人は来られないでしょうから、業者さんを頼むとすればこういう業者があるし、もし隣近所に知っている人がいればそういう人に頼むとか、そうでなければ集落に頼むとか、そういうことは電話などで説明はしております。ここで生まれ育って向こうに行った人となれば、まだここら辺に知人・友人がいると思いますけど、また次の世代であれば、全く縁がないということになりますので、そうなれば集落に頼んでくださいと言っても、全く人がわからないということもありますので、またなかなか難しい問題なのかなと思います。

ただ、今、熊谷さんがおっしゃったようなことも有りだなと感じたところです。まだ太田の場合は地域で協力してやってあげたいという気持ちも多々残っておりますので、そういった気持ちを何らかの形で活かせるような方向で、私の方でも検討ないしは本庁の方へそういった声を届けたいなと思います。

やっぱり冬になれば、空き家から道路に雪が落ちて困っているケースもありまして、そうなれば集落の人たちが親切にトラクターで寄せてくれたりすることもあります。先日も、支所の方でその家の所有者に連絡して、「いつもこの人がやってくれてるんだから、せめて電話の一本でもかけて礼を言ってください」と伝えてあります。他の方の支所でやってるかどうかはわかりませんが、私の方ではそういったこともやっておりますので、そういうことがあれば支所の方へ連絡いただければ、まず所有者は9割方特定できますので、接点は持つことができるのかなと思います。

○会長

はい、これに付け足して大変恐縮なんですけど、二通りあるような気がするんです。例えば、空き家の中に、タヌキでもイノシシでもいいんだけど、そういう色々なものが入って行くという、これを何とかしてほしいという話の一つ。もう一つは、もっと実害があればどうなのかなと。例えば、イノシシが出て来て体当たりされてケガしたとか、タヌキが出て来て噛まれたとか、これならもう、保健所なのか警察なのかわかりませんが、話が全然変わってくるのかなという気がします。それから、匂い対策。もう住処になってい

て匂いがすごいと、もうその家の人が何とかするという段階じゃないということになると、また対応の仕方が違ってくるのかなという気がするんですけど、どんなものでしょう。

○支所長

以前、空き家ではありませんが、ゴミ屋敷のような状態になっている家があって、毎年のように苦情が寄せられておりました。保健所の方にも届けたんですけど、やはり打つ手がないというのが実際のところなんです。例えば、物が飛んで困るとか、大きな音を立てるとか、汚い水が流れてくるとなれば保健所の方でも指導できるんですけど、そういうことではなくて見た目が悪いだけでは何もできないと県の方から言われました。ゴミも、その人の所有している土地からはみ出していれば指導はできるんですけど、いくらゴミであってもその人の財産だということで、法の縛りもあって私たちも何にもできなくて情けないんですけど、保健所でさえそういう状況でした。保健所も何回も来たんですけど、動物が住んでいるということもあったんですけど、動物駆除となればまた難しいんですよ。

○黒澤農林建設課長

有害鳥獣の駆除ということで、クマとかイノシシとかは対応できますが、それもある程度目撃が頻繁で、人に被害を与えるような状況であれば、警察に申請を出して許可をもらって、ある程度活動はできるんですけども、そういう空き家から出て来たものとなるとちょっと難しいのかなと。

○会長

はい、個人の所有で個人の財産であれば、何をやるにもよっぽど考えないと打つ手が無いというお話でした。太田ばかりでなくて、全市でも多かれ少なかれあると思いますけども、どうすればいいかわからないとしても、話だけでもとりあえずどこかにぶつけないと腹の虫が収まらないというか、皆どこかに持っていきようがないんですよ。だから、持って行ってどうなるものでもないと言われても、やるだけのことはやって、聞いてくれる人もいないと困ると思いますので、何とか解決に至るまで粘り強くとしか答えがないと思うんですけども、そういうことなんじゃないかなと思います。難儀かけますが、市の方でも担当の方、よろしくをお願いします。

他にございませんか。

(特に無し)

○会長

無ければ、以上で協議の(1)を終わりたいと思います。

次に、協議(2)の「大台スキー場の夏季活用案について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

【前回、各委員から提案していただいた活用案について説明】

○会長

はい、今、説明がありましたとおり、お金だとかそういったことは考えず、とにかくいっぱい案を出していただきたいという趣旨です。前は14個までいきまして、これから足して、まだ「こういうのがいいんじゃないかな」というものがありましたら、出していきたいと思います。

○藤本重政委員（以下「藤本委員」と表記）

あの、案ではないんですけども、水谷会長は特に詳しいと思うんですけども、私が若い頃からスキー場の草地にマムシがたくさん住んでいたと言われてるんですが、そういうことは聞いたことないですか。

○会長

大台山もそうだと思いますし、グラウンド・ゴルフ場もそうなんですけど、あそこはマムシの巣です。特にグラウンド・ゴルフ場付近の杉林の岩のあたりは、やたらいるらしいです。ちなみにグラウンド・ゴルフ場の中の、水路があるところの岩の中にはやっぱりいるんですよ。あそこにもマムシを捕まえるプロがいて、2〜3匹捕まえています。あそこは、かなりいると思います。間違いないです。

○藤本委員

草地には素足を出して入ると言われていますが、ここに素晴らしいアイデアが14個もあるんですけども、その辺気を付けたものを選ばないといけないんじゃないかなと思いました。

○会長

やっぱり何をやるかは別としても、そういうのを頭に入れてかからないと、対策も考えないとまずいということでしょうから、非常に貴重な意見だと思います。

他に皆さんの方からございませんか。

○鈴木委員

二番煎じになるかもしれませんが、大森町の芝桜が斜面に咲いていてすごくきれいということで、お客さんがたくさん集まるみたいなんですけど、そういう感じのことをやって、リフトを動かして上から見るようにすれば面白いのかなと思いました。

いずれにせよ、これインバウンド目的でやるのか、市民の人が楽しめる憩いの場にするのかを考えながら選定していかないといけないんじゃないかなと思います。

○会長

はい、このような意見をいただきました。リフトを動かすのは、合わせ技というか、非常に素晴らしいことだと思います。要は、あそこの電気の契約というのは高圧の契約になっていると思うんだけど、ゼロ使用だと半額になると思います。そういう費用対効果を考えるとどんなもんなのかなというのもあるので、ある程度人が来ないとリフトを動かして経費ばかり掛かってもしょうがないので、毎日じゃなくても期間限定とか、日にち限定でやるとか、色々方法があると思いますので、考えるべきかなとも思います。

他にございませんか。

○支所長

市長が、真木真昼県立自然公園を活用したいという非常に熱い思いを持っていて常に口にされますので、今度、市長を交えて大台スキー場の活用策について皆さんの方から披露していただく場を設けたいなと思っております。来年度以降になりますが、市長に生の声を届けてもらえれば非常に動きやすい部分もありますので、今の14の意見に加えまして、もう30くらい挙げればいいなと思っておりますので、皆さんもう一度色々なことを考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○会長

要は、今回で終わりじゃなくて、まだまだアイデアを募集しますので、ほんの些細なアイデアで結構だと思いますので、また次回でもよろしいですし途中で思いついたら途中で電話を掛けてもよろしいですから、何とか忘れないうちに事務局の方に届けていただければありがたいと思います。

あと他に無ければ、以上で協議の(2)の方を閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(特に無し)

○会長

それでは、これをもちまして協議の(2)を終わります。

次に、次第7「その他」に入ります。委員の皆さんから何かございませんか。

○高橋英子委員

最近、一人暮らしの人の孤独死とかって、東京とかそっちの方のことだと思ってたんですけども、やっぱり自分の地域でそういうことがあって心配になりました。私の家のすぐそばにも一人暮らしの人がいて、女の人の家には行きやすいんですけども、やっぱり男の人の一人暮らしというのはちょっと行きにくくて、「二日も三日も出て来ないから、ちょっと行って見て来い」と言われても、私一人では行ける自信が無くて夫と二人で行ったんですけども、いくら呼んでも出て来なくて。でも電話を掛けたら「大丈夫だ」なんて言われ

てしまいました。民生委員の人たちもそうやって周ると、男の人の家はやっぱり行きにくいと言っています。

何かあった時は、やっぱり何かしてあげないと思っっているんですけども、毎日出歩いているような人が出歩かなくなると、「もしかして」となった時に、普段交流している周りの人たちも、そういう時は行きたくないと言うので、親戚とか身内とかがいればいいんですけど、そういう人の対応って本当にどうすればいいのかなってちょっと考えました。

この間、その人が亡くなってから特になんですけど、男の人の一人暮らしで亡くなっている人が結構いる気がします。広報でも書かれていることがあります、「一人暮らしで何か困っていることはありませんか」って男の人に言うとなんとなく失礼なんじゃないかと思っ、女の方は弱い面もあるので、「元気ですか」って言いやすいんですけども、そういう時にどうしたらいいのかなって思います。皆さんはどうしたらいいと思いますか。

○会長

実際うちの集落でもそうなんだけど、今は雪が降ってるので一日、二日ならまずいいんだけど、四日ぐらい家の前に足跡がないと心配になります。この前は、同級生から電話掛けてもらいました。そうしたら、「あまり雪が降って出て歩くのが大変だから、家の中に灯油とか食料とか買い込んで、しばらく落ち着くまでこもってた」ということでした。「俺はまだ生きてる」と言っていました、周りはそうはいかない。それでも誰かが気が付いて聞いてくれる人がいればいいんだけど、私も答えはよくわかりませんが、まず民生委員とか、集落の連絡員とか、役員になってる人とかに話すれば、何かしら解決するんじゃないか、一人で行くのが嫌だとすれば二人で行くとか、そういう方法しかないんじゃないかなという気がします。電話も出てくれればいいんだけど、寝ていれば出て来ないし、だからわからない。だから足跡付いてなければやっぱり心配ですよ。一日かそこらならいいけど、三日も四日もなら。やっぱりそういうことしかないような気がするんだけど、皆さんどう思いますか。あまり悩まないで、隣の人でも誰でもいいから、まず「どうしたんだろう、最近見かけなかったか」って声を掛けるしかないんじゃないか、辺りで騒ぐしかないんじゃないかという気がします。必ず集落にそんな人が何人かはいると思うので。

○支所長

太田の場合は、「自主防災組織」イコール「集落」になっているんですけど、以前、自主防災組織の総会の時に、災害時だけでなく普段から地域全体を見守っていただくようなこともお願いしたいと話したこともあります。やはり太田の場合も、年に何件かは亡くなって見付かったという方がおられます。考えてみれば仕方のないことで、昨日までは元気だったのに、朝パタッと倒れていたということもあれば、もう何年も引きこもっている人もいますので、なかなか難しい問題なんですけど、やはり会長がおっしゃったように、地域に民生委員はいますけど、地域の皆で見守りしていただくような方法が一番実効性があるのかなと思っ、おります。

支所の方でも、「除雪車が置いていった雪が三日ほど寄せられていないけど、あその家

の人どうなっているんだろう」という話が入って来ます。電話を掛ければ、「体の調子が悪くてずっと寝ていた」ということもあるし、かと言えば「余計なお世話だ」という人も中にはいるんですよ。やはりなかなか難しい部分はあります。あとは地域の方々が、その家庭の特徴とか癖をわかっていれば、「この家ならのんきだから、2～3日雪を寄せていないということも多々ある」ということもあります。いずれ、地域の方で難しいとすれば、支所の方へ一報いただければ、私の方でも勝手に入るといことはなかなかできませんが、地元の駐在と連携して警察と一緒にいったりなんてこともできます。

冬場は雪を寄せていないということなどでわかるんですけど、夏場は本当にわからないんですよ。うちの市民サービス課長も経験してます。真夏に、亡くなってからもしかすれば一日二日ではなくて、一週間とか経ってたんじゃないかということもありました。やはり年中通して、地域の方々から声を掛けてもらうとか、見守ってもらうということが一番いいのかなと。そして、難しい場合は支所の方へ相談してもらえればありがたいと思います。よろしくお願いします。

○市民サービス課長

今、支所長がお話したとおり、普段から地域で見守ってもらうのが一番肝心なのかなと思います。普段見ている、例えば変化に気づいた際に声掛けをしてもらうとか、行けないようであれば民生委員とか支所の方に連絡をもらえれば、実際その場に行って何かしらのことはできると思いますので、どうか地域の方々の力を貸していただけますようよろしくお願いいたします。

○会長

何はともあれ安否確認ということですから、一人で悩まず、最悪を想定していけば、おのずと答えは出てくると思いますので、誰かに相談してくださいということです。よろしいでしょうか。

それでは、情報提供は終わりにしたいと思います。

○事務局

すみません、事務局から。次回、今年度最終の第6回地域協議会を、3月の議会が終わって予算が通った後、新年度の事業と予算の説明をいち早く委員の皆様にさせていただきたいと思いますので、3月下旬に開催いたします。開催通知は来週中にでも出したいと思いますので、よろしくお願いします。

○会長

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。なお、引き続き、上小神成環境を守る会より、大仙市地域づくり事業補助金を活用した活動事例報告を行っていただきますので、準備が整うまで少々お待ちください。

(午前11時22分 閉会)

太田地域協議会運営規程第7条第2項の規定により、ここに署名する。

会議録署名委員

小松 江里子

倉田 吹紀子
